事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	5-2 活力にあふれた持続可能な地域をつくる	事業群主管所属・課(室)長名	土木部　都市政策課	真鳥 喜博
施策名	1　活力にあふれた都市・地域づくり	事業群関係課（室）		
事業群名	③　都市機能や居住地の適正化による持続可能な市街地の形成	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	8,388

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

高齢者や子育て世代が安心して暮らせる持続可能な市街地の形成を図るため、中心拠点や生活拠点への医療・福祉・商業等の都市機能の集約や、その周辺への居住の誘導を推進します。

（取組項目）

ⅰ）都市計画基礎調査※の実施
ⅱ）立地適正化計画※作成及び評価の推進、取組実施への支援
※都市計画基礎調査：都市計画法に基づき実施する基礎調査のことで、おおむね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの
※立地適正化計画：市町村が都市計画区域において作成する、住宅や福祉・医療・商業等の都市機能に関する施設の立地について、適正化を図るための計画

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	立地適正化計画を作成し、適正に運用及び評価を行っている市町数	目標値①		11市町	13市町	14市町	15市町	15市町	15市町（R12）
		実績値②	7市町（R7）						進捗状況
		達成率②／①							—

（進捗状況の分析）

都市再生特別措置法の改正により、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成が定められ、令和７年度までに７市町が立地適正化計画を作成(公表)した。

令和８年度現在、７市町が立地適正化計画を作成中であり、計画作成中の市町の検討会に参加し、必要な助言などの支援を行っている。また、新たに計画作成を推進するため、担当者会議などにおいて、最新情報を提供し、普及啓発等を行うとともに、検討に関心を示した市町に対して、個別に働きかけを行っている。

今後も、各市町に対して支援を行い、計画作成の推進を図っていく。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円） R6実績	うち一般財源	人件費（参考）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容）	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R6実績	達成率	令和７年度事業の成果等
				R7実績					R7目標	R7実績		
				R8計画					R8目標			
				事業実施の根拠法令等								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）						
			所管課(室)名				事業対象					
取組項目ⅰⅱ	○	1	都市対策費（基礎調査）	6,160	3,080	1,577	●事業内容 社会経済情勢の変化等に対応し、適切な都市計画の見直しを行うため、都市計画区域について、都市計画法省令に基づき、人口や産業、土地利用などの項目の調査を行った。 ●実施状況 令和7年：3町	【活動指標】 調査を実施した市町数	1	1	100%	●事業の成果 時津町、波佐見町、新上五島町の調査を行い、都市計画の現状及び課題を把握し、今後の都市計画や立地適正化計画作成の基礎資料とすることができた。
				8,388	4,194	1,611			3	3	100%	
				60,125	22,986	1,633			3			
			—	都市計画法第６条				【成果指標】 都市計画の変更の有無を判断した市町数	1	1	100%	
									3	3	100%	
			都市政策課	○	—	—	市町		3			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　都市計画基礎調査の実施

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
都市計画基礎調査については、法令で定められた調査項目に基づき適切に実施するとともに、国土交通省が公開している「都市計画決定GIS」にもデータを提供しており、都市計画情報を民間に広く公開することで、その利活用の促進に寄与している。今後も、市町の意向や都市を取り巻く状況の変化を踏まえながら、定期的かつ計画的に基礎調査を実施し、都市計画に必要な基礎データの把握・蓄積に努める必要がある。	市町への意向調査及びヒアリングを実施し、都市計画マスタープランや立地適正化計画の作成などの状況や地域の実情やニーズの把握した上で、都市計画基礎調査を実施する市町の検討を行っていく。

ⅱ　立地適正化計画作成の推進、取組実施への支援

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
計画策定主体である各市町に対し、会議等を通じて普及啓発を行った結果、複数の市町において計画作成の取組が進められた。また、作成中の市町に対しては技術的助言等の支援を行い、計画を予定どおり作成した。 今後も引き続き、未作成の市町に対し、計画作成の必要性に関する理解促進や技術的支援を行う必要がある。その他、既に計画を作成している市町については、社会情勢や地域課題の変化を踏まえ、適切な評価・見直しが継続的に実施されるよう支援していく必要がある。	今後は、市町に対し、計画作成に向けた技術的助言だけでなく、適切な計画の運用や評価、見直しに係る課題への助言や支援を行うため、先進的な事例や制度設計、関連施策に関する説明会や相談会などを定期的に実施する。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ⅰ ⅱ	○	1	都市対策費（基礎調査） ― 都市政策課	―	⑤	都市計画基礎調査は県が実施する法定調査であり、都市計画の基礎資料として、県及び市町がその必要性を認識し、それぞれ費用を負担している。引き続き事業の必要性が高いことから、現状維持とする。	現状維持

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

①　視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
②　視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③　視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④　視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤　視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥　視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦　視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧　視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨　視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩　その他の視点